

平成30年度第1回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成30年7月6日（金）午後2時00分から午後5時30分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、田代委員、今村委員、勝山委員、尾村委員、杉本委員

(2) 事務局

中野行政総務課長、樽林課長補佐、横山主事

3 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

新規審議案件8件、新規報告案件12件、変更審議案件5件、変更報告案件6件、廃止案件11件、経過報告1件について説明を行い、下記のとおり承認された。

健康づくり課	新規審議（「子ども・子育て支援事業計画ニーズ量調査事務」について説明） 【概要】 平成31年度に子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、市内の12歳未満の児童がいる世帯の子育てについてのニーズ（施設・支援策）を把握するために、郵送にて無記名アンケート調査を実施する。
恒川会長	アンケートを送付するため、住民基本台帳から3,000件の個人情報を届出簿に記載のある項目に限り収集するということですね。 審議会に求められている意見は、本人以外からの収集についてと、それに係る本人への通知の省略についての公益上の必要性についてですね。前者は類型のNo.11、後者は類型のNo.3に該当するということでしたが、いかがでしょうか。
委員	異議無し
恒川会長	それではお認めしたいと思います。
子育て応援課	新規報告（「志太地区子育て支援連携協議会講演会開催事務」について説明） 【概要】

	平成30年度に島田市が事務局を務める志太地区子育て支援連携協議会で講演会を開催する。講演会の事前受付時に参加者の個人情報を収集する。
恒川会長	本案件は報告案件になりますので、審議会からの意見は必要としませんが、何か委員から質問はありますか。
田代委員	参加者は100人に限られていますが理由がありますか。
子育て応援課	お子様連れの親に参加していただきたいという主旨があります。今回会場をPふあいぶに出来た音楽広場で行います。屋外公園となっておりまして、やわらかいマットが敷いてありますので、子どもが寝転がることができます。会場の広さや子どもの動きもあるということをお勘案し、100人を上限としました。
恒川会長	外部委託先はどのような事業者ですか。個人情報の管理については慣れているのでしょうか。
子育て応援課	行政関係のイベントや企画を請負う業者です。契約書の中で個人情報の管理について定め、規定に沿って適正に管理するようにしています。
恒川会長	他に意見はありますかでしょうか。
委員	異議無し
恒川会長	では、報告を承りました。
事務局	これから報告する案件につきましては、複数課が関係します。関連業務について続けて説明を行わせていただきます。
子育て応援課	新規報告（「発達支援業務（しまいくサポートファイルの取り扱い）」について説明） 【概要】 発達に課題があるなど、個別な支援を必要とする子どもの成長や今まで受けてきた支援などを記録するものとして「しまいくサポートファイル(以下サポートファイル)」の作成を保護者に対して促す。 保護者がサポートファイルを保有し、市の担当課との面談等の場において、提示することで子どもの個別支援の内容等を

市担当者が把握し、スムーズに引き継ぐことができる。

子育て応援課においては、発達に課題のある子どもに関する相談及び支援に際しての面談時にサポートファイルを活用する。また、サポートファイル保有者に同意書をもらい、保有者の情報を関係課(健康づくり課、保育支援課、福祉課、学校教育課、社会教育課)へ提供する。

保育支援課 新規報告（「障害児等相談支援事業及び児童発達支援事業（しまいくサポートファイルの取り扱い）」について説明）

【概要】

サポートファイル保有者を把握し、障害児等相談支援事業及び児童発達支援事業の相談等の場面でサポートファイル保有者からファイルの提示を受け、情報を得ることで、発達に課題のある等個別の支援を必要とする子どもに対して適切な支援を行う。

福祉課 新規報告（「障害児等相談支援事業及び児童発達支援事業（しまいくサポートファイルの取り扱い）」について説明）

【概要】

サポートファイル保有者を把握し、障害児相談支援業務の相談等の場面でサポートファイル保有者からファイルの提示を受け、情報を得ることで、発達に課題のある等個別の支援を必要とする子どもに対して適切な支援を行う。

健康づくり課 新規報告（「母子保健業務（しまいくサポートファイルの取り扱い）」について説明）

【概要】

サポートファイル保有者を把握し、母子保健業務の相談等の場面でサポートファイル保有者からファイルの提示を受け、情報を得ることで、発達に課題のある等個別の支援を必要とする子どもに対して適切な支援を行う。

学校教育課 新規報告（「教育相談業務（しまいくサポートファイルの取り扱い）」について説明）

【概要】

サポートファイル保有者を把握し、保護者面談等の場面でサポートファイル保有者からファイルの提示を受け、情報を得ることで、発達に課題のある等個別の支援を必要とする子どもに対して適切な支援を行う。

社 会 教 育 課	新規報告（「青少年相談業務（しまいくサポートファイルの取り扱い）」について説明） 【概要】 サポートファイル保有者を把握し、青少年相談業務等の場面でサポートファイル保有者からファイルの提示を受け、情報を得ることで、発達に課題のある等個別の支援を必要とする子どもに対して適切な支援を行う。
田 代 委 員	このような事業は初めてですか。
子 育 て 応 援 課	初めてです。
田 代 委 員	ファイルを持って担当課で相談を行うわけですが、ファイルは本人しかもっていないものですので、共有というのはどのようなことでしょうか。
子 育 て 応 援 課	母親の意思で関係機関へサポートファイルの内容をコピーして提供したり、閲覧してもらう形で共有をします。
田 代 委 員	関係機関がサポートファイルの内容を提供してもらう場合は同意のもと行っているということですね。
子 育 て 応 援 課	はい。
事 務 局	補足させていただきます。サポートファイルには、各担当課の事務で元々必要な資料が綴じられることになります。保護者はサポートファイル一つを提示するだけで複数の担当課に対応できるというものです。本人の同意をもって市の事務担当者がサポートファイルの必要な資料を収集することになりますが、これは、本来その事務において想定されている範囲の個人情報の収集です。サポートファイルを活用するということは、想定されていない個人情報を新たに収集することではありません。
田 代 委 員	関係課へサポートファイルの保有者の情報を渡す必要は何ですか。
子 育 て 応 援 課	サポートファイルの保有者の情報があれば、その情報だけで該当する子どもが個別支援を必要としていると把握できます。
今 村 委 員	同意書をもらうということになっていますが、審議会の資料に

	は見当たりませんが、どのようになっていますか。
事務局	書面による同意をとるということになっています。申し訳ありません、今回の配布資料から抜けてしまっていました。(委員へ同意書を配布)
恒川会長	個別の健康状況等を収集するわけではなく、縦割りの行政組織の中で、それぞれが利用してきた個人情報を、サポートファイルという形で総合的に本人に保有してもらい、漏れなく効率的に情報を使えるということですね。 いかがでしょうか、他に御意見はありますか。
委員	異議無し
恒川会長	では、お認めしたいと思います。
農林課	新規審議（「農地中間管理事業」について説明） 【概要】 農業経営の規模拡大や集団化、新たに農業経営を展開しようとする者の参入等による農用地利用の効率化と高度化を図るため、農用地を借入れて、集約的に担い手に貸付ける。業務にあたっては貸し手及び借り手の個人情報を収集する。
事務局	補足させていただきます。本業務は農地中間管理機構からの受託業務です。届出簿の委託の項目は委託しないにチェックがついていますが、この項目は、個人情報保護条例の規定にある個人情報の取扱事務を市として委託するにあたっての措置という意味です。委託を受けるという案件になりますのであえて委託しないにチェックをいれています。
田代委員	個人情報を本人以外から収集するというのはどのような場面ですか。
農林課	基本的には本人からの申込書に情報は記載されています。農地について相続がある場合がありますので、時に申請者が耕作面積等について把握していないこともあります。農家台帳から確認を行うことがありますのでその場合本人以外からの収集ということになります。
田代委員	登記簿からの確認も行いますか。

農 林 課	行います。
恒 川 会 長	貸し手の情報は農地中間管理機構へ提供されますが、誰が借り手になったかの情報を貸し手は知ることになりますか。
農 林 課	貸し手の土地は農地中間管理機構で一括して借受します。機構が公募して適当な借り手が見つければ機構から貸付をしますので、貸し手と借り手は直接つながっておりません。借り手の情報を機構から提供することはありません。
恒 川 会 長	本人以外からの収集にかかる本人通知について、類型の1を選んでいますが、これは「通知をすることで当該事務の円滑な実施を困難にする場合」となっていますが、本件はあてはまるのでしょうか。
農 林 課	貸し手が所有していない土地を貸すことや、借り手が虚偽の農業実績を申告することもありえるため、申告内容の真偽を確かめることもあります。この場合、本人以外からの個人情報の収集をしたことを通知することが、事務の実施を困難にすることも考えられます。
恒 川 会 長	他にご意見はありますか。
田 代 委 員	事務の開始が平成26年になっていますが、届出が遅れた理由はこういったものですか。
農 林 課	農地中間管理事業につきましては、法律が施行された平成26年から始まっています。それまでは農業委員会を通して農地の貸し借りをすることが一般的でした。農地中間管理事業の開始時には運営の仕方も手探りの状況でした。農林課と農業委員会が連携して行ってきた経緯があります。 平成30年に農地中間管理機構と市で正式に委託の契約を結んだということで、島田市として農地中間管理事業を推進するという方向も定まりましたので、このタイミングで届出を出させていただきましたが、事後の届出となってしまったことについては大変申し訳ありません。
恒 川 会 長	本案件につきましては公益上の必要性ということで類型が示されていますが、これについては届出のとおりお認めするということがよろしいでしょうか。

委 員	異議無し
恒 川 会 長	本件についてお認めします。
人 事 課	新規審議（「交通事故・違反報告書取扱事務」について説明） 【概要】 職員の交通事故・違反について、当事者となった職員より報告書の提出を受け、職員及び事故の相手方の個人情報を収集する。報告内容に基づき適切な懲戒処分等を行うとともに、事故・違反の事例を蓄積し、これを公表することにより、事故・違反の防止や削減に努める。
田 代 委 員	本人以外から収集するというのはどういう場合ですか。
人 事 課	事故の場合、職員と相手方という関係があり、職員から事故に関する示談書の提出を受けますので、相手方の個人情報については本人以外からの収集ということになります。
田 代 委 員	警察の事故証明書や保険会社の保険見積書のようなものも本人以外からの収集ということになりますか。
人 事 課	職員本人以外の情報が載っていればそのような理解になります。
事 務 局	本人以外からの個人情報の収集に関しては、類型表2のNo.4の「所在確認等」を公益上の理由として記載していますが、事故の関係者である職員から事故の相手方の所在を確認するという事でこのタイプを選びました。
恒 川 会 長	今まで事故の事実がわからなかったことがありますか。
人 事 課	公務中に限らず、本人が私生活において事故当事者になった場合も申告が必要になります。本人申告になりますので、人事課が把握するためにも必ず行っていただく必要があります。注意喚起を徹底するといった中での今回の届出になります。
恒 川 会 長	他の交通事故以外の不祥事もありますが、どのように扱いますか。
人 事 課	今回の届出は交通事故に限ったものですが、公金横領のような

犯罪は当然知れ渡るものになりますので、申告のような手続はありません。交通事故はちょっとしたことで起こしてしまうことがあります。公務員として信用失墜につながるものになりますので人事課として事実の把握に力をいれるということです。

恒川会長 大事故や被害者が多数であるような事案について、関係職員の顔写真や名前を新聞や報道に出す基準はありますか。

人事課 内部で基準を定めています。懲戒処分対象については個人名までは出していませんが、性別や年齢や所属程度の情報をホームページで公表することになっています。

恒川会長 他にご意見はありますか。

委員 異議無し

恒川会長 本件についてお認めします。

事務局 続く資産活用課の案件につきましては、担当課よりまとめて説明を行います。

資産活用課 新規審議（「島田市新庁舎等整備基本計画審議会の運営」について説明）

【概要】

新庁舎及びその周辺に整備する施設に係る基本計画に関する事項を整理するに当たり、それまでの検討経過を踏まえつつ、学識経験者等の知見を得ることを目的として審議会を設置する。公募や推薦等のあった委員に係る個人情報の収集を行う。

新規審議（「新庁舎等整備に係るワークショップの運営」について説明）

【概要】

新庁舎及びその周辺に整備する施設に係る基本計画にする事項を整理するに当たり、それまでの検討経過を踏まえつつ、市民相互間の対話を通して新たな意見等を得ることを目的として新庁舎等整備に係るワークショップを実施する。ワークショップ参加者を招集するに当たり、学校や各団体との折衝、公募により得た個人情報を文書、システム内で保管し、取り扱うこととする。

廃止（「島田市役所周辺整備基本構想検討委員会の運営」について説明）

【概要】

実施予定の検討委員会を全て終えたため廃止する。

廃止（「市役所周辺整備に係るワークショップの運営」について説明）

【概要】

実施予定のワークショップを全て終えたため廃止する。

恒川会長

附属機関の委員の委嘱やワークショップの参加者募集ということで公募等により個人情報を収集するということですね。

委員の委嘱については報償金の支払を想定していると思いますが、個人情報の収集項目に口座情報や取引銀行の情報が含まれていません。どのような取扱になりますか。

事務局

支払いについては報償金のように特定の対象に、定期的に金銭を支払う場合と、補助金のように不特定の対象に、不定期に金銭の支払いをする場合があります。前者の場合は会計課で債権者を登録し、支払処理を行うことになっており、本案件の審議会委員への報償金の支払についてはこれにあてはまります。

支払先である金融機関の情報については会計課へ提出する債権者登録申請書に記載をしていただくため、あくまで収集するのは会計課であり、資産活用課としては当該情報を必要としないため、収集・保管しないということになっています。

なお、随時の支払となるような案件については、担当課で金融機関の情報を収集するということになります。

恒川会長

他はよろしいでしょうか。

委員

異議無し

恒川会長

それでは、報告いただいた、審議案件1件についてはお認めして、報告案件1件と廃止案件2件については承りました。

国保年金課

新規審議（「島田市国保糖尿病性腎症重症化予防推進委員会」について説明）国保年金課

【概要】

島田市における国保加入者の糖尿病性腎症重症化予防プログ

	ラムに基づき、重症化予防の推進と評価を実施するための委員会を運営する。委員の委嘱のため、対象者の個人情報を収集する。
恒川会長	予防推進委員会は平成31年度末までの時限的な委員会ということですね。
国保年金課	そうです。
田代委員	団体から推薦を受ける場合、メールアドレスまで収集できますか？
国保年金課	団体からの推薦時点で収集する項目は、職場名や電話番号くらいで、後に本人からメールアドレスを収集します。
恒川会長	他にご意見はいかがでしょうか。
委員	異議無し
恒川会長	ではお認めしたいと思います。
事務局	続いて2件についてはまとめて社会教育課から説明をします。
社会教育課	新規審議（「島田市学校ネットパトロール業務」について説明） 【概要】 SNSや学校非公式サイト等における子供たちの投稿について現状把握を行い、問題行動の未然防止、早期発見・対応に役立てる。業務については外部委託し、学校教育課から中学校7校の生徒名簿及び教員名簿（氏名のみ）を入手し、学校ネットパトロール調査受託者へ提供。調査受託者はこれら等をキーワードとし調査業務を行い、調査結果を社会教育課へ報告する。報告内容については学校教育課へ提供する。 新規審議（「島田市学校ネットパトロール業務報告書に伴う生徒指導」について説明） 【概要】 島田市学校ネットパトロール業務の実施のため、中学校7校の生徒名簿及び教員名簿（氏名のみ）を社会教育課へ提供する。調査実施後、社会教育課より調査報告書の提供を受け、報告内容に基づき生徒指導を行う。

事務局	届出簿について訂正があります。学校教育課の届出簿について、事務委託に係る項目にチェックがありませんが、学校教育課としては委託しませんので、委託しないにチェックが入ります。 また、外部提供に係る公益上の必要性について、類型表4のNo.3「行政機関からの照会に対する回答」を記載としていますが、本件については照会があるわけではなく、事業の必要から同じ行政機関へ個人情報を提供するということであり、同等の公益上の必要があると解釈しています。
田代委員	思想、信条等に係る個人情報の収集の制限の項目について「収集する」にチェックがついていますが、どのように考えていますか。
事務局	インターネット上の問題行動の情報については、本人の非行に係る情報や、いじめを匂わせる情報等は非常にデリケートなものであり、場合によってはその情報が原因でいじめ等が起こりうるというものであり、思想、信条等に係る個人情報の収集の制限の項目についてチェックを入れさせていただきました。 公益上の必要に係る類型については表1のNo.3「刊行物等」を記載させていただきましたが、これはインターネットという誰でも閲覧が可能な場所で公開されている情報を収集するということが選ばせていただきました。
田代委員	本人以外からの個人情報の収集の理由に「出版、報道等」をチェックしていますが、どのような意味なのか教えて下さい。
事務局	繰り返しになりますが、インターネットという誰でも閲覧が可能な場所での収集ということでこの理由を選びました。
田代委員	市の組織の内部での情報のやりとりの場合は外部提供といえないと思えますが、いかがでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり組織外への外部提供ではありませんが、他所属間で情報提供しているので、情報提供に当てはまると考えましたが、御指摘のとおり外部への情報提供ではありません。しかしながら、もう一方の選択肢である目的外利用でも疑問が残るため、御意見をいただきたいと思えます。
恒川会長	どちらかと言うと目的外利用ではないでしょうか。特定の所属

が特定の目的で収集した情報を他所属で使用することは、例えば、税情報を福祉目的で利用することに似ていると考えます。

事務局 確かに、個人情報取扱事務の届出は各所属で提出しており、特定の所属が特定の目的で収集した情報を他所属で利用することは目的外利用ということで納得できるため、目的外利用として修正します。

恒川会長 あと、学校教育課が行う事務として届出を行うことはわかりませんが、社会教育課でも同様に事務を行うというのはどういう理由がありますか。

社会教育課 社会教育課で青少年育成支援センターという施設を設置しており、そこで職務を行う育成補導員に今回のネットパトロール業務を依頼するため、学校教育課と社会教育課で届出を行っています。事業の進め方は今後実施する中で見直しも検討します。

田代委員 調査委託機関へCDで情報を提供する場合、データをコピーされて、そこへ残ってしまう恐れがないでしょうか。

社会教育課 名簿の提供はCDになると思いますが、調査結果の提出はメールで提出してもらう予定です。そこで情報政策担当による特殊な措置を講じて安全にデータを取り出すこととなります。委託会社については、契約に基づく個人情報の取扱いをすることとなります。

恒川会長 他にご意見はいかがでしょうか。

委員 異議無し

恒川会長 ではお認めしたいと思います。

事務局 続く学校教育課の案件につきましては、担当課より説明を行います。

学校教育課 新規報告（「英語検定受検支援事業」について説明）

【概要】

市内に在住する中学生が、日本英語検定協会が実施する英語検定を受ける場合に、受験料の一部を補助する制度を設けることで受検を促し、生徒の英語力（英語による実践的なコミ

	<p>コミュニケーション能力等) 及び学習意欲の向上を図り、グローバルな人材の育成を目指す。補助対象者(市内在住の中学生とその保護者)の個人情報収集する。</p>
恒川会長	<p>申請する本人からの情報収集なので審議上、問題になる点はないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>平成30年度からということで、現在の中学生から受験を奨励するということですね。</p>
学校教育課	<p>そうです。</p>
田代委員	<p>検定に合格しなくても補助対象となりますか。</p>
学校教育課	<p>補助対象になります。検定を受けるという意識の向上が目的になります。</p>
恒川会長	<p>この事業に数値目標はありますか。</p>
学校教育課	<p>400名程度の中学生の受験を見込んでいます。</p>
恒川会長	<p>他市町と足並みを揃えて事業を行いますか。</p>
学校教育課	<p>県内では袋井市や沼津市が既に実施しています。</p>
恒川会長	<p>他にご意見はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議無し</p>
恒川会長	<p>それでは承りました。</p>
事務局	<p>続く福祉課の案件につきましては、担当課より説明を行います。</p>
福祉課	<p>新規報告（「白杖貸し出し事務」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>視覚障害者へ白杖の貸し出しを行うことにより、外出機会を確保し、社会参加を促す。貸し出しに際し提出された借用書により個人情報を収集する。</p>

恒川会長	こちらは本人の申請ということですが、家族からの申請も含まれるということでしょうか。
福祉課	そうです。
恒川会長	識別番号というのは、障害者手帳の番号でしょうか。
事務局	はい、手帳の番号です。
恒川会長	貸し出しというのは、その都度の申請ですか。それとも年度や半年という期間での貸し出しですか。
福祉課	2, 3カ月という期間での貸し出しを想定しています。
恒川会長	他にご意見はいかがでしょうか。
委員	異議無し
恒川会長	それでは承りました。
事務局	続く福祉課の案件につきましては、担当課より説明を行います。
福祉課	<p>変更報告（「生活保護支援制度運用事務」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>生活保護支援制度運用に係り、世帯構成、生活状況、資産、医療、介護保険、年金、課税等必要な調査をし、生活保護制度の適正な実施のために運用する。</p> <p>【変更点】</p> <p>平成30年度より生活保護受給者の健康診査の受診勧奨、疾病の予防、重症化予防などを行う健康管理支援事業を実施する。また、生活保護法の改正及び生活保護基準額の改正により、子どもの参考図書、クラブ活動費用の扶助が定額から一部実費に変更にされた。以上のような事務の変更に伴い個人情報届出簿を変更する。</p>
恒川会長	項目等は以前と変わらないように見えますが、項目内の詳細が変わったということでしょうか。
事務局	そうです。制度の変更によって具体的な内容を追加したというこ

	とです。
恒川会長	従来からも生活状況を知るうえで、飲酒や喫煙の嗜好の種類は調べていたのではないですか。
福祉課	情報としては知っていることもありますが、今回の変更で、健康管理支援事業を実施するうえで、その情報を正式に記録として残していくということになりました。
恒川会長	他にも、嗜好といえばギャンブル等が考えられると思いますが、どの程度の情報まで集めるというフォーマットが決まっているのでしょうか。
福祉課	今回新しいフォーマットとして健康関係の項目を作りたいと思いついて、飲酒喫煙情報を追加することとなりました。
田代委員	浪費など生活保護費の使用用途が問題になることがあります。が、ギャンブルに係る嗜好の情報も追加した方がよいのではないのでしょうか。
福祉課	ギャンブルについては、問題があるようなケースについては把握しています。指導したことまでの経過は記録として残していません。
事務局	個人情報取扱事務の届出について、どの情報まで記載するかという問題があります。相談業務の中で全ての情報を残すわけではなく、担当課で届出に基づいた情報を取捨選択して記録を残すという考えがあるかと思います。
恒川会長	他にご意見はいかがでしょうか。
委員	異議無し
恒川会長	それでは承りました。 これから5分休憩をとりたいと思います。16時10分から再開します。
	～ 休憩 ～
事務局	それでは再開します。商工課の案件につきましては、担当課よ

	り説明を行います。
商 工 課	新規報告（「生産性向上特別措置法に係る先端設備等導入計画の認定事務」について説明） 【概要】 市内中小企業者が新規取得する先端設備等に係る固定資産税の減免制度について、中小企業者が策定する先端設備等導入計画の認定を行うため、係る対象者の個人情報収集する。
恒 川 会 長	国の優先採択の対象となる補助金の一覧では、市を経由して中小企業庁へ提出するのですか。
商 工 課	補助金については、中小企業庁が直接国へ提出するものです。提出の際に、市が認定した認定書を添付することで優先採択の対象となります。
恒 川 会 長	島田市個人情報保護条例上の個人情報の定義には個人事業者はそもそも含まれますか。
事 務 局	島田市個人情報保護条例では、個人事業や法人等の事業に関する情報に含まれる役員情報は個人情報の定義には含まれていません。 今回の届出事務における収集項目には、当該個人に係る市税の滞納情報があります。この情報は法人等の役員というより、個人そのものを対象にしているものと解釈されるため、個人情報取扱事務の届出を提出しました。 個人そのものを収集対象にしているという考えのもと、住所や電話番号が、個人の住所や電話番号と同一の場合は、個人情報を収集していることと解釈しました。
恒 川 会 長	他にご意見はいかがでしょうか。
委 員	異議無し
恒 川 会 長	それでは承りました。
事 務 局	続く文化課の案件につきましては、担当課より説明を行います。
文 化 課	新規報告（「古文書目録及び収集資料の公開・利用に関する回答

(同意)書の取得事務」について説明)

【概要】

島田市が調査を行い作成した古文書目録及び収集資料のうち、個人が所有する古文書を公開・利用に供する為に必要な、公開・利用の回答(同意)書を古文書所有者から取得することを目的とする。また、古文書原本の閲覧や著作等の利用を希望する利用者に対して、所有者同意のもと、連絡手段として、氏名・住所・電話番号を伝える。

恒川会長 既に島田市が把握している古文書の所有者に対して、古文書の公開や利用についてご意向を確認するということですか。

文化課 そうです。

恒川会長 回答(同意)書に記載されている「貴家」について、世帯主や家族、親戚一同も含まれるのでしょうか。

文化課 基本的には筆頭者というか、古文書の所有者である家長という考えです。

恒川会長 それでは、代替わりや相続をした際には所有者が変更されますか。

文化課 そうです。

恒川会長 目的としては、広く文化財を公開して、文化的な興味を持ってもらい、あるいは経済活性化に繋げるということも期待されているのでしょうか。

文化課 地区の財産情報として、地区の成り立ちを調べている方達へ情報提供することを目的としています。

恒川会長 他にご意見はいかがでしょうか。

委員 異議無し

恒川会長 それでは承りました。

事務局 続く内陸フロンティア推進課の案件につきましては、担当課より説明を行います。

変更審議（「公共事業に伴う用地取得事務」について説明）

【概要】

土地収用法及び公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事業を実施するための事業用地を取得する。事業の遂行のため土地所有者等の個人情報収集する。また、所有状況の調査のため他市へ戸籍等の調査を行う。

【変更点】

昨年度までは土地の所有状況の調査を行ってきたが、本年度から、新東名島田金谷IC周辺地区開発事業の賑わい交流拠点施設、工業団地及びアクセス道路の事業用地を買収する段階に入った。事業の進展に伴い個人情報届出簿を見直したところ、実際の事業内容との相違点があったため、届出簿の変更を行う。

恒川会長

本件は、次の案件である道路改良事業に伴う用地取得事務とは違うものですか。

事務局

今回内陸フロンティア推進課で行う事務と、次の案件の建設課で行う事務は同じ内容の事務となります。次の建設課の説明時には同じ変更箇所の説明を省略させていただきます。

恒川会長

新東名島田金谷IC周辺地区開発事業は市の単独事業ですか。

内陸フロンティア推進課

そうです。

恒川会長

財政的に国や県の負担はありますか。

内陸フロンティア推進課

一部で県の補助金を使っています。

恒川会長

何カ年計画となっていますか。

内陸フロンティア推進課

当面進めているのは全体で3箇所となり、最初は2021年頃に企業誘致する予定で、その他は今後検討します。

恒川会長

用地の取得や調査の委託先はゼネコンですか。

内陸フロンティア推進課

コンサルタント業者です。

恒川会長
委員

他にご意見はいかがでしょうか。
異議無し

恒川会長

ではお認めしたいと思います。

事務局

続く建設課の案件につきましては、担当課より説明を行います。

建設課

以下10件については関連業務のため、まとめて案件の説明を行った。

変更審議（「道路改良事業に伴う用地取得事務」について説明）

【概要】

道路改良事業に伴う用地取得を行う事業。測量設計・物件調査を実施し、用地取得及び物件補償を行う。事業の遂行のため土地所有者等の個人情報収集する。また、所有状況の調査のため他市へ戸籍等の調査を行う。

【変更点】

事業の運用については変更無し。実際の事務の運用と届出簿を比べ、届出簿の記載を見直した。

変更審議（「河川改良事業に伴う用地取得事務」について説明）

【概要】

河川改良事業に伴う用地取得を行う事業。測量設計・物件調査を実施し、用地取得及び物件補償を行う。事業の遂行のため土地所有者等の個人情報収集する。また、所有状況の調査のため他市へ戸籍等の調査を行う。

【変更点】

事業の運用については変更無し。実際の事務の運用と届出簿を比べ、届出簿の記載を見直した。

変更審議（「公園整備事業に伴う用地取得事務」について説明）

【概要】

公園整備事業に伴う用地取得を行う事業。測量設計・物件調査を実施し、用地取得及び物件補償を行う。事業の遂行のため土地所有者等の個人情報収集する。また、所有状況の調査のため他市へ戸籍等の調査を行う。

【変更点】

事業の運用については変更無し。実際の事務の運用と届出簿を比べ、届出簿の記載を見直した。

変更審議（「急傾斜地崩壊対策事業に伴う用地取得事務」について説明）

【概要】

急傾斜地崩壊対策事業に伴う用地取得を行う事業。測量設計・物件調査を実施し、用地取得及び物件補償を行う。事業の遂行のため土地所有者等の個人情報収集する。また、所有状況の調査のため他市へ戸籍等の調査を行う。

【変更点】

事業の運用については変更無し。実際の事務の運用と届出簿を比べ、届出簿の記載を見直した。

廃止（「道路測量設計業務委託事務（報告書）」について説明）

【概要】

届出簿の整理し、届出簿の統一のため廃止する。

廃止（「道路用地物件調査業務委託事務（報告書）」について説明）

【概要】

届出簿の整理し、届出簿の統一のため廃止する。

廃止（「河川測量設計業務委託事務（報告書）」について説明）

【概要】

届出簿の整理し、届出簿の統一のため廃止する。

廃止（「河川用地物件調査業務委託事務（報告書）」について説明）

【概要】

届出簿の整理し、届出簿の統一のため廃止する。

廃止（「急傾斜地崩壊対策事業の調査測量業務委託事務（報告書）」について説明）

【概要】

届出簿の整理し、届出簿の統一のため廃止する。

廃止（「用地取得に伴う権利関係調査業務」について説明）

【概要】

届出簿の整理し、届出簿の統一のため廃止する。

事 務 局

先程の内陸フロンティアも同様ですが、届出簿の内容の見直しを行った結果、変更の届出をするものです。平成8年に当初の届出簿が提出されていますが、当初より土地所有者の相続人を探すために他市へ戸籍照会を行っていました。届出簿では外部提供の

	項目が漏れていましたので、根拠法令等を記載のうえ修正変更するものです。したがって変更の届出によって事務の運用自体が変更となるものではありません。廃止した案件につきましては、届出簿を一本化する等の整理に伴って届出するものです。
恒川会長	現在具体的な事業は増えてきていますか。
建設課	事業計画に挙がっているものについては実施しますが、ハード面での予算は厳しいため、案件を選択して実施していただくこととなります。
恒川会長	他にご意見はいかがでしょうか。
委員	異議無し
恒川会長	それでは、報告いただいた、審議案件4件についてはお認めして、廃止案件6件については承りました。
事務局	続く選挙管理委員会の案件につきましては、担当所属より説明を行います。
選挙管理委員会	<p>変更報告（「在外選挙人名簿調製事務」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>在外選挙人名簿を調製し、国政選挙における在外投票に利用するため、申請者の個人情報を取得し、在外選挙人名簿への登録及び登録移転事務に利用する。</p> <p>【変更点】</p> <p>従来の方法として、申請者が在外公館へ申請し、添付された外務大臣（在外公館）からの意見と申請書の記載事項を基に在外選挙人証を交付している。今回の変更によって、従来の方法に追加し、市区町村の住民記録窓口において国外転出届を提出した者が、市区町村の選挙管理委員会に申請（以下「出国時申請」と言う。）を行うことで、市区町村の選挙人名簿から在外選挙人名簿への登録移転を行うことができることとなったため、市区町村の選挙管理委員会から外務大臣（在外公館）へ意見を照会するためには、申請内容について、LGWAN回線によるネットワークを活用したシステムにて相互通信を行う。</p>
恒川会長	島田市では年間どれくらいの有権者が在外選挙人となります

	か。
選挙管理委員会	現在、在外選挙人名簿に登録されているのが45名程です。一度登録された方は要件が続く限り継続されます。年間の登録人数は2, 3名程です。帰国して住民登録されて4カ月経つと在外選挙人名簿から抹消されますが、最近はそのちらの方が多く、段々と登録人数が少なくなっている状況です。
恒川会長	他にご意見はいかがでしょうか。
委員	異議無し
恒川会長	それでは承りました。
事務局	続く下水道課の案件につきましては、担当課より説明を行います。
下水道課	変更報告（「公共下水道普及状況調査事務」について説明） 【概要】 公共下水道を整備した区域の普及状況を把握するために、供用開始区域内の人口及び接続した人口調査し、公共下水道の普及率と水洗化率を求める。普及状況調査に係る普及率及び水洗化率の算出時において、転入及び転出、生死による増減を反映させるため住民記録から個人情報収集する。 【変更点】 事業の運用については変更無し。実際の事務の運用と届出簿を比べ、届出簿の記載を見直した。
田代委員	この調査は毎年やる調査ですか。
下水道課	毎年年度末に下水道の実接人口と世帯等について、県と国に報告をしています。区域内の住民の人数や、そのうち下水道に接続している人数について、4半期毎と年度末時点の数値について正確な数値を出すために台帳管理しています。
田代委員	この調査原稿を見たことはありませんが、公共下水道の普及率と水洗化率はどのくらいですか。
下水道課	下水道普及率は10.7%です。これは、市民10万人程度の内1万人程度の方のところに接続しようと思えば接続できる状態にして

おります。そのうち82%の方が下水道に接続しており、それが水洗化率となります。接続工事については個人負担であるため、水洗化が進んでいない状況であり、その状況も確認するために調査を行っています。

田代委員 調査が平成20年から始まっていますが、それから普及は進んでいますか。

下水道課 普及は進んでいますが、全国的に比較して遅れている方であり、工事は進めておりますが、県内では普及率が最下位となっております。普及率の全国平均は8割程度のところ、島田市は10%程度であり、島田市では計画を全て達成しても45%までしか到達できない状況です。川根地区・金谷地区・初倉地区は元々下水道の計画がない地域であり、計画上の人口でも45,000人程度なので、その他の地域は合併浄化槽を利用している汚水処理人口は55%程度となっております。この調査では下水道接続率を回答することとなっております。

恒川会長 合併浄化槽も今ではかなり水準が高くなっているのではないですか。

下水道課 合併浄化槽は平成13年に質が良くなり、現在の建築基準法上でも下水道又は合併浄化槽の設置が必要となっているため、合併浄化槽が悪いということはないです。現在でも単独浄化槽や汲み取りで行っているところもあるので、接続を変えてもらうために下水道を普及しているところです。

恒川会長 「本人以外から収集する」というところの「公益上必要」の箇所にチェックが入っていませんが、これは記載漏れでしょうか。

事務局 記載漏れです。チェックを入れて修正します。

恒川会長 他に意見はありますか。

委員 異議無し

恒川会長 それでは承りました。

事務局 続くスポーツ振興課の案件につきましては、担当課より説明を行います。

以下 6 案件については関連業務のためまとめて案件の説明を行った。

新規報告（「報奨金交付・表彰表敬事務」について説明）

【概要】

スポーツの振興等を図るため、市民や市内の団体がスポーツに関する全国大会等（オリンピック、国体等）に出場する場合、報奨金を交付する。また、市民や市内の団体等がスポーツに関する全国大会等（オリンピック、国体等）に出場する場合、希望に応じて表敬訪問（市長又は教育長）を実施する。対象者の個人情報収集する。もともと補助金と一緒に奨励金が届出簿に記載されていたが、補助金と奨励金の性質が異なることから、届出を分離し、届出がされていなかった表彰表敬事務と併せて新規の届出を行った。

変更報告（「市立学校施設使用申込受付事務」について説明）

【概要】

スポーツの振興等を図るために制定された、島田市立学校施設の使用に関する条例及び施行規則に基づき、市民を対象に島田市立学校施設（体育館、武道場及び卓球室）の一般開放を行う。利用申込者から個人情報を収集する。

【変更点】

事務の運用については変更無し。複数に分かれてた届出簿を整理し、名称や対象者、公文書名を明確にするため届出簿の記載を見直した。

変更報告（「各種補助金・交付金交付事務」について説明）

【概要】

スポーツの振興等を図るために制定された、各種補助金・交付金交付事務。対象となる申請者からの交付申請書及び実績報告書の提出を受け、審査し交付を決定後、交付を行う。対象者から個人情報を収集する。

【変更点】

事務の運用については変更無し。複数に分かれてた届出簿を整理し、名称や対象者、公文書名を明確にするため届出簿の記載を見直した。

変更報告（「社会体育施設使用申込受付事務」について説明）

【概要】

スポーツの振興等を図るため、各条例に基づき、社会体育施

設の一般開放を行う。利用申込者から個人情報収集する。

【変更点】

事務の運用については変更無し。複数に分かれてた届出簿を整理し、名称や対象者、公文書名を明確にするため届出簿の記載を見直した。

廃止（「軽スポーツ推進事業参加受付事務」について説明）

【概要】

各種教室受付事務の届出簿と内容が重複するため、見直しを行い廃止した。

廃止（「島田市総合スポーツセンター指定管理者選定委員会」について説明）

【概要】

指定管理選定委員会の事務を他課で統一的行っているため廃止した。

恒川会長

変更後の事務の目的として、学校施設は普通の公の施設と違って原則許可するものと違うため、必要な記載事項として、緊急連絡先があり、他の施設よりもハードルが高くなっているのでしょうか。

スポーツ振興課

学校施設ですので、有事の際は学校の先生と連携する必要があるため、連絡先を収集しています。

恒川会長

他に意見はありますか。

委員

異議無し

恒川会長

それでは、報告いただいた、報告案件4件及び廃止案件2件について承りました。

事務局

続く保育支援課の案件につきましては、廃止案件となりますので、お手元の資料の確認のみとさせていただきます。

保育支援課

廃止（「保育所施設整備における住民説明会時の受付」について説明）

【概要】

向谷及び六合地区における保育所施設整備の住民説明会が終了したため廃止した。

恒川会長	ご意見はいかがでしょうか。
委員	異議無し
恒川会長	それでは承りました。
事務局	<p>報告・審議案件としては以上となりますが、地域づくり課から経過報告として説明があります。</p> <p>前回平成29年度第3回審議会の中で、地域づくり課からの「協働のまちづくり市民会議」について審議案件として届出がありました。既に承認をいただいたものですが、収集する個人情報の目的外利用について、同意書の具体的な様式が説明時に完成していなかったため、お示しすることができませんでした。今回具体的な様式が完成したため、地域づくり課から審議会へ報告したいとのことです。</p>
地域づくり課	<p>経過報告（「協働のまちづくり市民会議」について説明）</p> <p>【概要】</p> <p>平成29年度第3回島田市個人情報保護審議会において承認された案件であるが、事業の実施にあたり、個人情報の目的外利用の同意書の様式が定められたため、審議会へ報告を行った。</p>
事務局	<p>前回既に承認をいただいている案件ですので、何かお気づきの点があれば御意見をいただきたいと思います。</p>
恒川会長	ご意見はいかがでしょうか。
委員	意見なし
恒川会長	<p>同意書の内容については良いと思います。</p> <p>あと、本当になりたい人が応募したのに選ばれなかったと言って権利が侵害されたという気持ちになることもあるかもしれないので、選定されたかどうかを「通知の発送をもって代えさせていただきます」としておいた方が良くもしいないと思いました。それでもこれなら公正に選ばれると思います。</p>
地域づくり課	<p>今会長がおっしゃった件について、所管課から公募の案内を送付する際に登録者の方に当選結果通知に代えるという文を入れるように、地域づくり課から所管課へ指示をするようにします。</p>

恒川会長	それでは、御報告をありがとうございました。以上で報告・審議・廃止案件はすべて終了しましたが、その他についてお願いします。
事務局	その他 島田市個人情報保護条例の見直しについて事務局より説明を行った。個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報、非識別加工情報について、今後の方針案を示した。後日審議会委員へ文書による協議を予定する。
恒川会長	今後のスケジュールは決まっていますか。
事務局	今年11月の予定です。
田代委員	法律の改正が平成29年5月30日に施行されていますが、条例改正の施行日については定められていますか。
事務局	定められていません。判断は自治体の判断に任されていますが、国からは改正をするよう技術的助言が出されており、個人情報の定義については国であろうと自治体であろうと同じだと思います。
田代委員	条例が改正されると個人情報取扱の届出も変更となりますよね。
事務局	届出の中に、要配慮個人情報があるかないかによって影響すると思います。恐らく、現在の項目では、思想・信条という項目になるかと思います。条例の中に具体例が出てくることにより届出簿の様式改正をすると思います。
恒川会長	本日の審議会を終了させていただきます。

○まとめ

新規審議案件8件、新規報告案件12件、変更審議案件5件、変更報告案件6件、廃止案件11件、経過報告1件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成30年11月頃に開催する予定です。